

保育園保護者各位

国立市長 永見 理夫
(公印省略)

市内における新型コロナウイルス感染者発生に伴う
規模縮小による保育の実施について（通知）

日頃より当市の保育行政にご理解、ご協力を賜り深く御礼申し上げます。

この度、国立市内において、初めての新型コロナウイルス感染者が確認されました。

これまで保護者の皆様には、土曜日の家庭保育の協力をお願いしてまいりましたが、国の『緊急事態宣言』を受けて東京都から保育提供について規模縮小の要請がございました。

市といたしましては、市民の皆様の命と健康を守るため、これまで以上に感染拡大の予防を徹底してまいります。感染拡大を抑えられるかどうかは、市民の皆様のご理解とご協力がなければ達成することができません。

ここ数日の都内の感染者の内訳状況を見ますと、20代から30代の子育て世代の感染者が急増しております。保育園は、お子様が密閉された空間で密集して密接に関わる、いわゆる『3密』の環境です。そのような状況の中に、異なる外部環境（職場・通勤・家庭など）から多くの関係者が日々、出入りします。消毒などの感染予防対策を行いながら運営をしているところですが、感染の危険性が完全に排除されている訳ではなく、常に感染のリスクを負う形となっている状況です。

このような状況のもと、感染からお子様たちを守り、感染拡大を防ぐために、緊急事態宣言発出中は、各園ともに裏面に記載する期間において保育の規模を縮小し運営いたします（ただし、緊急事態宣言の期間が延びた場合、延長となる可能性があります。）。

このため、最大限可能な限り家庭での保育をお願いしたく、強く要請いたします。

ただし、両親ともに仕事を休むことが困難な家庭など、保育園の利用が真に必要なご家庭は、保育園での預かりを実施しますので、別紙「家庭保育の届出書兼保育利用申請書」を保育園に提出して下さい。

登園を控えていただくことで、生活上不安な状況が発生する方などについては、保健師、子ども家庭支援センターなどでご相談をお受けします。ご相談を希望される場合は裏面の相談先にご連絡をお願いいたします。

なお、家庭保育としていただいた場合、保育料については日割り計算して減額させていただきます。減額の方法等詳細につきましては、市より後日お知らせいたします。

また、以前よりお知らせしておりますとおり、今後、各保育園で感染者が出た場合や多摩地域での広域的な感染拡大の状況によっては、都や保健所と相談の上、休園となる可能性もございます。その点、あらかじめご了承下さいますよう重ねてお願いいたします。

要請の詳細につきましては裏面をご覧ください。

以下裏面

要請内容詳細

1. 家庭保育要請期間

令和2年4月14日(火)～5月6日(水)

※緊急事態宣言の期間が延びた場合、延長となる可能性があります。

2. 家庭保育要請対象の方

原則として、警察や消防、医療関係など、社会の機能を維持するため、勤務を余儀なくされている方以外の方、育児休業中の方、在宅ワークの方、会社が休業中の方などで、保護者が自宅にいらっしゃる方

3. 要請理由

- ① 感染からお子様たちを守るためであること。
- ② 緊急事態宣言発令の影響で、従事保育士の不足など、継続的な保育運営の維持に支障をきたしてきていること。
- ③ 保育園の保育士にも妊婦や疾病を抱えている職員がおり、保育士の感染予防を図ること。

以上のことから、お子様の家庭保育について、強く要請をいたします。

- 問合せ先 国立市子ども家庭部児童青少年課保育・幼稚園係 電話 042-576-2427 (直通)
- ご不安がある場合の相談先 国立市子ども家庭部子育て支援課
 - 子ども家庭支援センター 電話 042-573-0192
 - 子ども保健・発達支援係(保険センター内) 電話 042-574-3311
 - くにたち子育てサポート窓口 電話 042-576-2111

保育園

家庭保育の届出書兼保育利用申請書

保育園

申請日：令和 年 月 日

保護者氏名：

該当するものに○印をご記入下さい。

- () 緊急事態宣言発出中は家庭保育します。
() 緊急事態宣言発出中の保育利用を申請します。

保育を利用される方はご記入下さい。

児童氏名	クラス

保育を必要とする理由

父 ()

母 ()

保育を必要とする日にちに○印を付け、利用する時間をご記入ください。

チェック	日にち	利用時間	チェック	日にち	利用時間
	4月14日(火)			4月23日(木)	
	4月15日(水)			4月24日(金)	
	4月16日(木)			4月25日(土)	
	4月17日(金)			4月27日(月)	
	4月18日(土)			4月28日(火)	
	4月20日(月)			4月30日(木)	
	4月21日(火)			5月1日(金)	
	4月22日(水)			5月2日(土)	

※保育体制の確保のため、4月13日(月)までに提出してください。

※緊急事態宣言の期間が延びた場合等は本書面を再度提出していただくことがあります。